

後期高齢者医療保険料の 軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行に当たり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成29年度は、均等割額および所得割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

※下線部が変更点になります。

○個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額 (100円未満切り捨て)	=	均等割額	+	所得割額
		39,500円		(賦課のもととなる金額) ×8.00%



※賦課の元となる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

①均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 (※その他各種所得がない場合)	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円 + 「 <u>27万円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円 + 「 <u>49万円</u> × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

②所得割額の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下)の場合は、所得割額が2割軽減されます。

③加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。(軽減後の年間保険料：11,800円)

【問い合わせ】 ○ 保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 TEL029-309-1213
○ 保険料の納付について…保険年金課(内線142)